

平成26年5月30日
長崎県公安委員会規則第11号
最終改正 平成31年4月23日

停止処分者講習の実施及び処分期間の短縮等に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第3号に掲げる講習（以下「停止処分者講習」という。）の実施及び停止処分者講習による運転免許の保留若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分期間の短縮（以下「処分期間の短縮」という。）については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(実施機関)

第2条 停止処分者講習は、府令第38条の3に規定する者に委託して実施するものとする。

(講習の区分)

第3条 停止処分者講習の区分は、次のとおりとする。

- (1) 短期講習 処分期間が40日未満の者に対する講習
- (2) 中期講習 処分期間が40日以上90日未満の者に対する講習
- (3) 長期講習 処分期間が90日以上の場合の者に対する講習

(講習の期間)

第4条 停止処分者講習の期間は、短期講習は1日、中期講習及び長期講習は2日とする。

(講習の日時及び場所)

第5条 停止処分者講習は、その実施の委託を受けた者と長崎県警察本部との協議に基づき、あらかじめ日時及び場所を指定して行うものとする。

(講習の内容及び方法)

第6条 停止処分者講習は、運転者の社会的な立場について自覚を促すため、講習の区分に応じ、安全運転に必要な心構え、知識、技術等について、自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材等必要な教材を用いて座学講習と実技講習を効果的に組み合わせるものとする。

(学級編成)

第7条 停止処分者講習は、学級（運転適性指導についてはグループ）を編成して行うものとする。

- 2 学級は受講者9人で、グループは受講者3人以内で、それぞれ編成するものとする。ただし、学級の人数は、講習の内容、受講者数、施設の状況等に応じ、適宜増減することができるものとする。

(受講の申請)

第8条 施行細則第48条の規定による停止処分者講習の受講の申請は、別記様式の停止処

分者講習受講申請書を提出して行うものとする。

(考査)

第9条 停止処分者講習においては、内容の修得状況及び講習効果を確認するため、考査を行うものとする。

2 前項の考査は、正誤式の筆記試験により行うものとし、原則として、試験時間は20分、出題数は40問とする。

(処分期間の短縮基準)

第10条 停止処分者講習を終了した者の処分期間の短縮は、別表に定めるところにより行うものとする。

(細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、停止処分者講習の実施及び処分期間の短縮に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年長崎県公安委員会規則第3号)

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成31年長崎県公安委員会規則第6号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

別 表 (第10条関係)

処分期間の短縮の基準

受 講 者			考 査 成 績 別 短 縮 日 数		
処 分 区 分	講 習 区 分	処 分 日 数	優	良	可
運転免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
	長期講習	90日	45日	40日	35日
		120日	60日	50日	40日
		150日	70日	60日	50日
		180日	80日	70日	60日
運転免許の保留又は運転免許を与えた後における運転免許の効力の停止	短期講習	39日以下	受講日を除く残り期間	処分期間の80%に当たる日数	処分期間の70%に当たる日数
	中期講習	40日～89日	処分期間の50%に当たる日数	処分期間の45%に当たる日数	処分期間の40%に当たる日数
	長期講習	90日～180日	処分期間の45%に当たる日数	処分期間の40%に当たる日数	処分期間の35%に当たる日数

備考

- 1 考查成績の優は85%以上の成績、良は70%以上の成績、可は50%以上の成績とする。
- 2 運転免許の保留及び運転免許を与えた後における運転免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 受講態度不良で改善効果が低いと認めた者については、直近下位の成績に係る短縮日数を下回らない限度で当該本人の成績に係る短縮日数を下回る短縮を行うことができる。

別記様式（第8条関係）

整理番号

停止処分者講習受講申請書

長崎県公安委員会 殿

第 号

道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する

年 月 日

講習の受講を申請します。

講習手数料

長崎県収入証紙をここに貼ってください

年 月 日から 日間停止

住所			電話 (携帯) — — (自宅) — — (勤務先) — —
氏名			生年月日 年 月 日
免許の種類	一	二	免許証番号第 号 年 月 日 公安委員会 年 月 日 まで有効
	大 中 準 普 大 大 普 小 原 けん 型 型 中 通 自 自 特 付 引 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種	大 中 普 大 けん 型 型 通 特 引 種 種 種 種 種	
理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第5号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第8号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第6号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第90条第4項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第7号 <input type="checkbox"/>		
	違反行為等の発生日	違反行為等の種別	点数
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
前歴行為の有無及び回数	有 無 回	累積点数	点
※ 講習区分	<input type="checkbox"/> 短期 <input type="checkbox"/> 中期 <input type="checkbox"/> 長期	優良可	短縮 日間
所轄署	受講番号		